

令和7年 第2回松田町議会定例会 会議録 (第2日目)

令和7年6月4日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	6 番	古谷星工人
7 番	平野由里子	8 番	田代実	9 番	井上栄一
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 16人

町 長	本山博幸	副 町 長	田代浩一
教 育 長	野崎智	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	参事兼総務課長	早野政弘
安全防災担当室長	鍵和田栄	税 務 課 長	山岸裕子
町 民 課 長 兼 寄 出 出 張 所 長	堀谷恵子	福 祉 課 長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌宏	参事兼観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼 駅 周 辺 事 業 推 進 担 当 室 長	柳澤一郎	環 境 上 下 水 道 課 長	鍵和田龍太
教 育 課 長	椎野晃一	生涯学習推進課長	遠藤雅典

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	渋谷好人	書 記	石井友子
---------	------	-----	------

## 5. 議事日程

日程第 1 一般質問 (No.8～No.9)

## 6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。松田町議会定例会本会議第2日目を迎え、議員各位には、定刻までに御参集いただき、御苦労さまです。ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問に入る前に、事務局は録画の準備をしてください。よろしいですか。

昨日に続き、一般質問を通告順に行います。受付番号第8号、飯田一君の一般質問を許します。登壇願います。

11 番 飯 田 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

受付番号第8号、質問議員、第11番 飯田一。件名、町の空き家対策と土佐原林道の進捗状況を問う。

要旨。1、総務省が発表した令和5年度の住宅・土地統計調査によると、2023年10月1日現在、日本の空き家は全体の13.8%を占め、7戸に1戸が空き家であり、過去最高で年々増加傾向にあると報告されています。

(1) 町内の空き家の現状と問題点をお伺いします。

(2) 町の移住・定住対策を含め、空き家の有効利用について、町の取組をお伺いします。

2、近年の想定外の災害の多さと南海トラフ巨大地震、国府津・松田など今後予想される大地震等、寄地区の孤立を防ぐためにも、現在の主要道路である県道710号線に事故あるときの代替道路の早期整備が求められていると思います。

(3) 土佐原林道の町道移管の進捗状況と今後の計画についてお伺いします。

町 長 皆さん、おはようございます。定例会2日目、よろしく願いいたします。  
それでは、飯田議員の御質問に順次、お答えをいたします。

1つ目の町内の空き家の状況と問題点につきましては、令和6年9月から10月にかけて、地域資源であります空き家・空き地の有効活用に向けて、町内全域を対象に空き家等の現地実態調査及び自治会から空き家等と思われる物件の聞き取りを行いました。

当時の空き家等の実態調査の結果として、空き家の可能性がある物件は、松田地区56件、寄地区67件の計約123件について把握したところでございます。

その後、登記簿の取得や空家法第10条に基づく所有者等の水道利用状況の探索などを行い、所有者の特定業務を順次行っており、当該物件が未登記であったり、登記情報が当初の情報から更新されていないなどの課題に直面し、時間を要しておりますが、空き家等と思われる物件等の所有者等が確認できた方に対しては、活用意向などの相談を実施しております。

全国的な問題として国土交通省が実施いたしました「空家所有者実態調査」によれば、空き家取得経緯の半数以上が相続によるものとされております。

空き家・空き地の発生要因についても、相続に起因するものも多く見受けられ、権利関係が複雑となると、土地等の個人の財産が放置され、近隣に迷惑をかけることにつながります。

そこで、空き家等になる主な要因・課題につきましては、1つ目として高齢化の進展や相続放棄などにより所有者が特定できない、2つ目に活用や除去の意向がない、3つ目に不動産売買についての情報・知識不足、4つ目に、空き家等の改修や解体費用の負担ができないなどがあります。

当町においても同様な問題があり、課題解決が進んでいない案件や寄地区においては、建物の中にある仏壇や大切な遺留品などを処分するのがしのびなく、そのままにされていることで、売買等の対象となっていない物件もあるようでございます。

次に、2つ目の御質問にお答えいたします。

それらの課題解決対策として、生前に空き家にしない予防・準備を行っていただくことが必要と考えます。

老後に備え、生前に相続対策として遺言書の作成や家財道具などの処分、事前に話合うことや終活支援など、専門窓口への相談も大切と考えていることから、昨年度より、松田町社会福祉協議会に委託し、生前での対応について相談窓口を設け、抑制するよう取り組んでおります。

また、現在、町では、活用に向けて固定資産税の賦課通知の中に相続登記の義務化の啓発チラシや令和5年度に強化いたしました空き家の活用に向けた改修・解体助成制度などについて同封し、令和5年度は改修が2件、解体が1件、令和6年度は改修が7件、解体が5件の利用があり、助成制度により効果が出始めております。

町の空き家等相談窓口については、宅地建物取引士や司法書士などをメンバーとして、令和3年度から空き家等の相談窓口の一本化を図ることを目的に、「移住相談所」を役場内に設置しています。

設置後の相談件数は、令和3年度で12件、令和4年度で14件、令和5年度で16件、令和6年度で12件ございました。

さらに、官民連携連携事業による相続登記や遺品整理、無償譲渡など、空き家アドバイザーによる無料相談窓口「アキソル」の紹介、かながわ住まいづくり協会が行う市町村を対象とした空き家等の所有者向けセミナー並びに相談会の開催誘致2回などに取り組んでおります。

空き家流通促進に向けて、さがみ信用金庫様及び全国保証株式会社との3社にて、空き家対策専用ローンの設定のため、令和6年6月に協定を締結いたしております。

本町にとって、地域資源となる空き家・空き地の有効活用については、定住・移住に向けて期待できますので、引き続き地域の皆さんや不動産事業者等の民間事業者、法律などの専門家と連携して、移住定住者や民間事業などへの周知方法の強化を行い、空き家等の活用に向けて取り組んでまいります。

続きまして、3つ目の御質問にお答えいたします。

寄地区から国道246号へと接続する主要な道路としては県道710号があり、町道寄4号線及び土佐原林道も秦野市側から国道246号に接続する重要な路線と考えております。

土佐原林道は、神奈川県で、延長約2,500メートル、県道710号から土佐原集落を抜け、秦野市道20号線と結ぶ路線でございます。

平成14年7月に、当時の足柄上地区行政センター所長との間で県営林道土佐原線の管理に関する覚書を取り交わし、敷地調査や林道の改良工事を進めてきましたが、移管事務に大変時間を要することから、平成29年2月に県と本町との覚書の見直しの協議を開始し、各々の役割を具体的に明確することにより、さらに事業進捗を図ることを目的とし、平成30年12月に新たに県営林道土佐原線の管理替えに関する覚書として締結しております。

現在は、その覚書に基づき、県により林道用地の境界確定や分筆登記が行われており、令和6年3月時点での対象用地として131筆のうち、分筆済みが100筆であり、進捗状況は約76%となっておりますが、相続未登記等の問題により所有者の調査が難航している状況でもございます。

また、登記完了後は、町からの要望に基づき、神奈川県が適切な整備を行った後に町管理道路として移管されることとなっているため、町への移管時期の目途は立っていない状況でもございます。

ただし、日常の維持管理につきましては、大規模な補修工事は県にお願いしているほか、除雪や災害時の応急作業につきましては、生活道路として町でも対応しております。

今後は、1つ目に、今まで以上に県との連携を密にし、維持管理を確実に実施していくこと。

2つ目に、新東名及び246バイパスの全線開通後の構想路線としてリダンダンシーの確保と寄地区への経済効果の波及のため秦野市との連携による整備を実施することとし、将来的には国、県としての整備の可能性も模索し、寄地区の皆様方の安全・安心につながる道路の確保に引き続き取り組んでまいります。

す。

以上でございます。

11 番 飯 田 丁寧な御回答、ありがとうございました。

日本の空き家の状況は、2023年10月1日現在、空き家は総住宅戸数6,504万7,000戸のうち、空き家が900万2,000戸に上ると発表され、全体の13.8%を占め、7戸に1戸は空き家という事態が発生しています。

増え続ける空き家が社会問題化している背景は、災害、犯罪リスクの増加にあると思います。

寄地区でも20年くらい前、空き家から原因不明の出火があり、2棟が焼け、1件はほぼ全焼、もう1軒は2階建てでしたが半焼という状態で、そのまま放置されています。

現在は雑木や雑林や蔦などが絡まり、非常に景観を悪くしています。

問題は、その隣に立っている2階建ての一般住宅です。何かあったら半焼した住宅は倒れかかってくる心配があります。

この問題はその後どうなっていますか。このときの回答では、銀行の管理になっているので、町のほうはあまり関与していないというふうな話だったと思います。

また、今年友達から聞いた話ですが、友達の近所にある空き家に2人組が来て、オートバイで乗ってきたらしいんですが、その空き家に入っていったので、その空き家の持ち主の関係者かなと思っていたそうです。その後、気になって家を見に行ったら、たんすは引き出しっぱなし、入り口のドアは開けっぱなしとなっており、持ち主に連絡したところ、知らないということで、空き巣だと分かり、寄地区でもこのような事件がかなりあるということです。

松田町の状況をお伺いします。

安全防災担当室長 ただいまの御質問に回答させていただきます。

今おっしゃられました火災になったところを20年近くというところになると思いますけれども、平成20年に火災になっている物件だと思います。

その建物につきましては、今から10年以上前に所有者等へ建物の倒壊の危

険性が生じることなどの理由から維持管理するよう通知した記憶がございます。それ以降につきましては、所有者からの連絡が取れていないような状況でございます。

そうした中に、本物件の近隣の空き家の売買を行う事業者さんから連絡がありまして相談があったところなんですけれども、本物件の登記簿を取得したところ、平成20年の登記から変更がない旨を確認したところでございます。

そこで今後につきましては、再度物件の所有者等を確認後にまた連絡をしまして、適切に管理するように通知をさせていただきます。

その後、持ち主の方に指導、助言など、必要であれば松田町特定空き家等審査会を立ち上げるための手続きを検討したいと思っております。

以上でございます。

失礼しました。空き家に空き巣が侵入している事案ということでしょうか。そのところにつきましては、まずは空き家に空き巣が侵入しているところの事案があれば、そこは警察署のほうの管轄になりますので、そういった事例がありましたら、すぐに松田警察署のほうに御連絡をいただければと思います。ご協力をお願いいたします。

また、町では特定空き家等に対しまして、令和3年度から関係部署が集まりまして、松田町空き家等ワーキングチームを開催をさせていただいております。そこで今後の対策等を検討するような会を設置しております。

その中では、管理不全の空き家、また、特定空き家等について協議をしております、今後の対応、対策等を検討しております。

令和5年12月に空き家等を対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されまして、所有者等の責務が強化され、適切な管理の努力義務に加え、国、自治体の施策に協力をする努力義務が追加をされました。

これによりまして、市町村から所有者に対し、指針があった活用を要請する活用拡大、また、放置すれば特定空き家になるおそれのある空き家に対して管理指針に則した措置を市町村から指導、勧告する、管理の確保、また、代執行制度による特定空き家等の除去等、今後検討しなければならないところも多々

ございますので、個々の空き家等の物件の状況を確認しながら、また、町民の安全安心な暮らしに向けた対応を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

11 番 飯 田 まず、火事のあった2件なんですが、これは今、本人に連絡して適切な管理をお願いしたというふうなことで、その後、全然連絡が来ないということなんですが、これはもうそのままになっているということなんですかね。

それと、もう1つ、15年ぐらい前、湯の沢団地でもかなり空き巣が入ったという話を聞いて、それが今、寄のほうまで空き巣のエリアが来ているのかなと。

それで、やはり空き家ですので、電気も何も通っていないから夜にお忍び込むことはなくて、昼間に来るらしいんですよ。それもその家の関係者みたいなことを装ってくるということなんですが、松田町全体でもかなりの空き家がありますよね、さっきの回答の中でもありましたが。そのような松田町や寄地区でしたらあると話を聞いて分かっているんですが、松田町の傾向はどうなんでしょうかね。そんなことないんですかね。例えば空き巣が入ったとか。

安全防災担当室長 ただいまの御質問なんですが、火災になった住宅の所有者の方に連絡して、その後、実態に関してはそのままだと思っております。

あとは、湯の沢の空き家等に対しての空き巣のような状況ですかね。その関係につきましても、町ではなかなか個人の所有に対する物件に対して、またなかなか介入することが難しいので、その件につきましても、またそういった事例が生じておりましたら、その発見した段階で松田警察署に連絡をしていただきたいと思っております。

事例は、こちらのほうでは聞いてはおりません。松田地区の空き巣も聞いておりません。

以上でございます。

11 番 飯 田 火事で焼けた家は、本当に早急にやっぱり連絡したからもういいんだということじゃなくて、毎年のように通知を出すとか、やっぱり人もいないと相手も放っておけば役場の町のほうは諦めてくれるのかなんていう感じになって、

全然連絡をしてこないと思うんですよ。

それと、あと、お伺いしたいんですが、例えば空き巣なんか入った場合に警察署のほうから、もちろん空き巣に入られれば役場に連絡するんじゃないかと警察へ連絡しますよね。そうした場合に、警察のほうからそういう連絡とかそういうのはないんでしょうかね。例えば、そういう警察との話合いが年に何回かあって、それでこういう事案が発生してるよとか、そういう話し合う場というのは全然ないんでしょうか。

参事兼政策推進課長　　まず、私が定住少子化担当になった平成26年、そこから空き家問題につきましては様々な課題があり、そこで管理不全のような空き家とか、特定空き家に認定されるような空き家については、以前、警察のほうから直接、情報をいただきたい、連携しましょうという話がずっとありまして、平成29年度ぐらいまでは、定期的に町に来て、その後どんな感じですかとか、そういう情報提供していたんですけど、その後がなかなか警察のほうから空き家に対する、今言った危険な空き家等の状況についての情報共有が進んでいないという状況がございますので、今回このような状況があるということを踏まえて、また、警察のほうとも連携調整をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

11 番 飯 田　　分かりました。ここは傾向だけ分かればいいのかと思います。問題はその後で、今話に出ましたように、空き家でもいろんな空き家があって形態は様々と思うんですね。空き家にはなっているが管理がしっかり行き届いている場合と、管理が行き届いていない場合の二通り出てくると思うんですよ。問題なのは、やっぱり管理不行き届きの空き家の場合に、いろいろ問題が発生すると。

このような状況の中で、外部不経済と呼ぶそうなんですが、例えば老朽化した住宅の倒壊とか、あるいは放火、治安、さっきの空き巣なんかも入りますよね。あと、空き家に対する不法投棄、あと、ねずみや害虫などが発生してそういう被害など、いろいろと心配されます。

管理不全な空き家も含めて、町はどのような今対応を取っているか、もし対

応を取られているようでしたらお伺いしたいと思います。

安全防災担当室長　　今、御質問のありました管理不行き届きの住宅の件につきましては、町で行っております松田町空き家等ワーキングチームの中で、その中でいろいろな検討させていただいたり、空き家の状況等を確認したりもしておりますので、また引き続き、その辺に関しましては、その中で管理、また、情報共有を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

参事兼政策推進課長　　今回も令和6年9月から10月に空き家実態調査、これは職員でやっております。5日間ぐらいかけて各課の職員が、実際に目で見てどういう状況にあるかというところの調査をさせていただき、先ほど御説明のとおり、寄地区につきましては67件の空き家等と思われる、地域によってはうちは空き家じゃないとか、いろいろと言われることがあるので、私たちの町の中の形としては空き家等と思われる物件で、そのうち、特に管理不全の空き家等と思われる物件につきましては、寄地区では3から4件、ちょっとここはそういう感じに思われるかなというところがございますので、そういうところを一覧表にして、今先ほど言いましたワーキングチームで情報共有をし、これからどうするか。指導、助言というのはもちろんあるんですけど、それと平行に活用するというところの物件もその中で情報提供し、その中で本当に必要であれば、また自治会のほうの声も聞いていますので、必要であれば、その先ほど言った協議会をつくり、その中で勧告するような形の認定をします。それによって減税とかいうのも解除されますので、そうした方向で動いていきたいというふうに考えております。

11 番 飯 田　　交通の便がよくて自然環境の豊かな松田町は、移住の魅力がそれなりにあると思うんですが、受入体制が1つ問題じゃないかなというふうに感じています。

松田町の空き家バンクは、物件の紹介は少なく、ほとんどがアパート、マンションであり、一戸建ては1件だけ、土地は数件、地図は掲載されているが場所を示す印がないので、その物件はどこにあるのか特定できない。ちょっと中

途半端じゃないかと思うんですよ。この物件はこの場所ですよといったようなところはのぞいた人が見れるような、そういうふうになっていけばもう少し見やすいのかなと思います。

それと、何年か前から何度見ても松田町の空き家バンクの情報は全然更新されてないような、そんな感じなんです。この更新というのはされているんでしょうかね。

それと、もう1つ、令和6年9月から10月にかけて、ただいまの回答の中で空き家の可能性があるのは町内123件とありますが、せっかく職員が足で調べたこの情報を空き家対策にどのように生かしているか、活用しているか、お伺いしたいと思います。

参事兼政策推進課長

まず、1つ目、空き家バンクの登録件数の更新というところでございます。

空き家バンクにつきましては、平成19年度から開始し、そのときは本当に1件というような状況でございました。それから平成26年に空き家バンクの登録で、いわゆるアパートとかも一緒に情報提供しようというところで、当初は10件ぐらいの物件、26年に10件の物件がございました。そのときの成約、26年はゼロだったんですが、令和3年度におきましては、それから延べ125件を登録した次第でございます。3年度におきましては、そのうちの成約が7件、うち寄地区は4件がございました。令和4年度につきましては153件、延べということは新しい物件も入ってきております。成約が14件、うち寄地区は6件。令和5年度につきましては160件の物件、延べ数という更新をしておる状況です。

なかなか町のほうとしてはどうですかということは、所有者の意向がございまして、そこを加味して不動産事業者の仲介を含めながら、随時更新をしていきたいと。

また、地域の自治会ほかから、ここはどうですかという情報があれば、直接所有者と確認をしながら、活用に向けてということを行っているんですが、うちはそんなことやらないというところも結構多いので、その辺を加味して、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

また、123件のうちの活用につきましては、先ほど答弁もございました固定資産税賦課通知の中に様々な町の施策、空き家改修事業とか、解体事業して活用どうですかというようなことを全世帯等による通知をしている状況があります。活用に向けてはそういうのがあります。

ただし、やっぱり移住、定住に向けていろんな相談が先ほどありました。その中で、空き家はどんなのがありますかというところが直接ありますので、ホームページの掲載の更新、先ほど言われたとおり、そこもひとつ検討して、さらなる利用者が分かりやすいような形にするということと、直接移住者に対しては職員が移住情報を流し、もし空き家等に直接行ってみたいというところがいましたら、そこは不動産が入っているので、移住希望者と調整をして、町の職員と一緒に入って連携して取り組んでいるという状況がありますので、この辺もさらなる強化をしていきたいと、私は考えているところでございます。

以上です。

11 番 飯 田 どうもありがとうございます。もう少しせっかく職員が足を使って棒にして調べたこの123件、この中から1件でも2件でも空き家バンクのほうに登録できるというのがあってもいいと思うが全然できていない。

ただ、参事の話だと、それを基に持ち主にいろいろなアドバイスしていると、そういうことは分かりましたけど、それはやっぱり空き家バンクのほうにうまく反映できるようなこともしてもらわないと、せっかく集めた情報が役場の中では情報を持っているけど、それは全然外へ出てこないというふうな話になっちゃうと思うんですよ。

本当に松田町は情報がないんですよ。何で情報がないかという、秦野市の不動産屋は松田町や寄地区の一軒家の空き家情報を持っているんですよ。なぜ、松田町の地元は持っていないくて秦野のほうの不動産屋が持っているのかと。やっぱりそういうことも本当に考えて一生懸命やってもらいたいなというふうに思いますよ。

一昨年、訪れた静岡県のカノ川町、平成2年に1万1,000人の人口が、令和5年には6,000人ぐらいになって、2040年には3,369人に減っちゃうと。もうこ

こはすごくいろんなことやっていますよ。お試し住宅をはじめ、もうそこまで。それと東京でセミナーとか、そういうのを開いて人を呼ぶ努力を職員が出ているし、あと、町のほうでも移住コーディネーターと言って移住専門に対応する職員を設置して、そういう窓口を設置して、本当一生懸命にやっている。

そこをいくと松田町の場合は、そういうのと比べると何かやっているやっているとってちょっと、切羽詰まった部分がないのか分からないんですが、ちょっといろんな補助金とか、そういうものはありますけど、どうなのかなという思いが。来る人がいて初めてそういう補助金なんか生きるわけですね。幾らそういうのをつくっていても移住する人がいなければ使いようがないわけですから、その辺もこれから一生懸命ちょっとやってもらいたいなと思いますよ、本当にね。

それと、あともう1つは、移住、定住の補助金や奨励金や多岐にわたっているということは評価しますよ。その中でも空き家解体補助金というのは50万上限にあるんですが、それに対して松田町に移り住む人、その人たちへの空き家の改修事業の補助金が上限20万ですよ。空き家をリノベーションしようとする場合に空き家になって時間がたったりしている住宅は床はぶかぶかになっていたり、水回りなどリノベーションするのに費用はかかることから、ちょっと20万では補助金が少ないんじゃないかなと、解体補助金に比較してね。この辺の見直しをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。

まず、移住、定住について、全くちょっと職員がやってないということをもっとやってほしいということなんですけど、これは空き家の関係だったんですけど、空き家を含めて、町では移住フェスタ、移住フェア、小田急、いろんなところに職員が直接行って町のPRを積極的にやっている状況があります。ちょっとこの辺が見えないというのも、町のほうでこういうのやっているというのを発信するのが下手だと思うんですが、そういうことで、とにかく移住、定住につなげる施策を町の全体で取り組んでいるというところは御理解いただきたいというふうに考えてございます。

また、先ほど秦野市が積極的ということがあったんですけど、これは恐らく所有者が秦野市の不動産に直接どうですかというふうに多分恐らく聞いたと思います。その物件につきましては、以前、町の空き家バンクに恐らく登録されていました。それで、そこにはもう秦野市さんの不動産も入っている状況でありましたので、うちがこういう物件はどうしたらいいかという相談があったら、まず町のほうの不動産関係を紹介します。それで今回も1軒、2軒結びついたところありますので、そういうところを御理解いただきたいと思います。

あとは、空き家の改修解体、令和6年度に寄地区での空き家の改修事業補助金を出した件数は4件ございます。改修につきましては、4件につきましては大変助かると、金額等と色々な情報を聞いていますので、そういう状況にあったと。そのうちの3軒は空き家バンクに登録されておりました。そこには移住として人が動いているということだけはちょっと報告させていただきます。

また、空き家を改修して2件の方が移住したというようなこと、そこは賃貸で貸してやっているというところがございますので、全くないということではないということだけ御理解をお願いします。

11 番 飯 田 回答の中でも、令和3年から令和6年までの間に移住相談が54件あったということなんですが、山北町のお試し住宅の利用者は9年間で350人あったと。それが成約に結びついてるかどうかちょっと分からないんですが、そのくらいの方がそういう気持ちがあってお試し住宅入っているということなんですが、松田町では4年間で54件相談があっただけということで、本当に待ちの仕事ですよ、待っている仕事。こっちから積極的に移住をやるんじゃなくて、移住した人が、例えば役場に相談する電話をかけてきて、それが54件あったということなんですが、このうち何件成約に結びついたかというのは分かりますか。

参事兼政策推進課長 今、その54件のうちの確実な数字等は分からないんですけども、私の記憶的には5件から7件は結びついたというふうに、私は理解をしております。

11 番 飯 田 率としては54件のうち5件から7件ということは、1割以上ということで、ある程度評価できるんじゃないかというふうに思います。探している人も当然松田町だけじゃなくて、いろんなところを回って比較して松田町に住もうと思

った人が5件から7件ということなのでね。

だけど電話かかってくるの待っていて相談するんじゃなくて、どんどん人を引き込むような、そんな政策もしてもらいたいなというふうに思います。

また、厚木から東京方面では、中古住宅を仕入れ、リノベーションしたの後に再生住宅として販売する中古住宅再生事業を行っている会社は何社かあるようです。このような業者と手を組んで空き家対策に対して効果を挙げている町もあるということなので、こういう業者と接触をしていろいろと情報を得るのもいいんじゃないかと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

時間が迫っていますので、次に土佐原林道の質問に入りたいと思ひます。

本当に災害の多い日本で、南海トラフ地震、国府津松田断層、どの程度になるか分かりませんが、富士山の噴火の前に地震が発生するとされています。

今後予想される災害による寄地区の生命線である県道710号が道路の崩落などで不通になった場合、現在は土佐原林道しか残されていません。

この林道は、秦野方面への通勤、通学、買い物等で利用度の高い道路となっており、また、最近ではロウバイまつりの時期になりますと、秦野方面から乗用車、バイク、自転車、ハイカーなどで交通量が多くなります。土佐原林道の工事が遅々として進まないのは、回答の中で相続未登記等の問題があることが分かりました。

この問題の解決は可能なのか不可能なのか、お伺ひしたいと思ひます。

まちづくり課長 御質問にお答えさせていただきます。

今、端的に可能なのか不可能なのかというお話でございます。可能であります。

確かに相続の関係で未登記の関係で難航はしておりますが、ここは県のほうでもお調べいただいておりますし、場合によっては町にいろいろな情報がないかということも併せて、協力体制をとってやっているということでございます。

11 番 飯 田 ありがとうございます。可能ではあるけど、いつになるか分かんないよと、

こういうことですよ。

そうしましたら、2つ目の回答の中で、新東名及び246号バイパスの全線開通の構想路線としてリダンダンシーの確保と寄地区への経済効果の波及のため、秦野市との連携による整備を実施したいとありますが、例えばの話で結構なんですが、どのような構想をお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

まちづくり課長      お答えをさせていただきます。

例えばの話でよろしいということもおっしゃっていただきました。まず、大きく構想路線という考え方でございます。段階としては、その先に計画路線となっていくというものでありますけれども、構想という意味では、大まかにこういったところにこういう路線がということでありまして、まず、町の町道整備基本計画の中には、現在、地区内の主要な道路等々がある中で、この土佐原林道については検討候補路線という位置づけをしてございます。

これが秦野市さん、ただ松田町だけがここを検討しても結局意味はないと、秦野市さん側の動きも当然連動しなければ意味がないという話になった際には、これが今、松田町だけのお話を差し上げましたけれども、大きく246号バイパスの検討を今、準備をどんどん進めていただいておりますけれども、これが最終的に秦野西インターチェンジというものができた場合、そこで全て終わりののかと、バイパスとしてそこで全部完結なのかということ、その先も何か考えはないのかということになります。そうしますと、やはりその先も1つの考え方として構想としてあるのは、庶子地域に抜けるような路線が1個考えられないかというのが246号バイパスでは1つ考え方がございます。

さらに、先ほどちょっとおっしゃっていた1市3町、秦野市、中井町、大井町、松田町、この中で1市3町の広域の協議会をやる中で、この246バイパスが例えばできたとき、新東名が通ったとき、これのときにどういった将来道路網を考えようかと、こういう議論の場もございます。

その中では、秦野西インターチェンジから寄地区へ向かう大まかな線というものを構想路線として考えたいということは、松田町もそうですし、秦野市さんのほうでも少し合意を取りながら進めるようなもので今考えております。

11 番 飯 田 本当に希望の持てる回答いただきまして、ありがとうございます。

県道710号の先は山北町の玄倉へ通じている秦野峠林道と言いますが、今は通れないんですけど、何か災害があったときに、あの道路を緊急道路として使いたいとか迂回道路として使いたいとかいう議員連盟を松田町と山北町の両方で議員が一緒になって県への要望活動なんかしているんですよ。

それで私も地元の人に話を聞きますと、やっぱり今の土佐原林道、たしか、それはそれでやってもらわなきゃいけないんですが、今の話、寄地区から具体的に言うと福昌院というお寺があるんですが、それから秦野と秦野西インター、菖蒲・八沢のところですよ。そこへトンネル1本つくってもらったらすごく、通常で計ったら2キロぐらいしかないんですね、直線で、八沢まで。そういうことによって今まで寄から246号に抜けるのに山道を10分も20分もかけてぐるぐる回っていったのが数分で行けるようになっちゃうんですよ。それともう一つ、緊急時には、本当トンネルというのはすごく地上で震度幾つとありますが、トンネルの中だと半分ぐらいに減る。そういう効果もありますし、ぜひ災害のときでも何でもそうなんですけど、トンネルというのはすごくいいなというふうに考えているんですけど。

幸い、秦野峠を越えて秦野に抜けることもできるようになりますし、私なんか山梨県や長野県に旅行に行くと、かなりトンネルありますよね、立派なトンネルが。それでかなり車が通っているかということとそんなに通ってなくて。

新潟県の小千谷市の塩谷トンネルは知っていますか。昭和58年、60個の集落のために12億円の費用を投じてつくったトンネルなんです。寄地区は600世帯ぐらいありますよね。10倍もあるんですからトンネルもあながち夢じゃないか、もう少し現実的に真剣に考えてもらえれば実行できるんじゃないかと言われてます。

当時、田中首相が、その人の力でできたトンネルなんですけど、その人が言ったことは、このトンネルについて60個の集落に12億円かけるのはおかしいとの批判があるが、そんなことはない。親、子、孫は故郷を捨てずに住むことができるようにするのが政治の基本だと、こういうことを言っているんですね。だ

から私はこのトンネルをつくったんだ、トンネルがなかったら子供が病気になっても戸板1枚乗せて雪の中を運び出さないといけない、そういうことを考えた。同じ健康保険を払っているながら差別があるのはおかしい。だからこのトンネルをつくったということを言っていますよね。

本当にそういう意味でトンネルというのは、今必要なのかなというふうに思います。

また、よくよく調べれば、そのほかにトンネルの効用というのはすごく出てくると思いますし、とにかく、ある国会議員の秘書に言ったら、いい発想ですねというふうなことを言われたんですよ。その辺についていかがお考えでしょうか。

議 長 簡潔にお答えください。

まちづくり課長 それでは、簡潔にお話しさせていただきます。

あくまでやはり構想路線というのは大きく長くしっかり検討していく段階です。

いただいたお話ということも踏まえて、広域での調整、考え方というのを我々も検討させていただきたいと考えております。ありがとうございました。

11 番 飯 田 それでは時間ですので、以上で一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長 以上で、受付番号第8号、飯田一君の一般質問を終わります。

では、暫時休憩したいと思います。再開は10時45分となります。

(10時30分)

議 長 では、休憩を解いて再開いたします。

(10時45分)

それでは、引き続き一般質問を続けます。

受付番号第9号、北村和士君の一般質問を許します。登壇願います。

1 番 北 村 議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

受付番号第9号、質問議員、第1番、北村和士。件名、チルドレンファーストの推進に向けて。

要旨。松田町では子育て支援を充実させることで、親が安心して暮らせるま

ちづくりを進め、その結果として、若い世代の移住、定住を促進し、親子三世代が暮らすことにより高齢者にとっても安心して暮らせる町を目指しています。

令和7年度は「チルドレンファースト・ネクスト～こども・子育て大応援～」を掲げ、「8つのゼロ」に取り組み、「こども・子育て応援宣言」を行いました。

この取組を推進していくため、伺います。

1、理念や施策を理解していただき、定住や移住を促すための情報共有の具体策と計画について。

2、誰もが利用したくなる公園の整備について。

3、「こども・子育て応援宣言」に基づく今後の施策展開について。

よろしく願いいたします。

町 長 それでは、北村議員の御質問に順次お答えをいたします。

1つ目の御質問にお答えいたします。

初めに、第6次総合計画後期まちづくりアクションプログラムにおいて、少子高齢化による人口減少を抑制することを最大の目的とし、四つの戦略プロジェクト事業を定め、このチルドレンファーストのまちづくりに取り組んでいるところでもございます。

推進に当たっては、若い世代が安心して子育てできる環境を整えることで、若年人口が増え、高齢者が子や孫たちと一緒に、また近くに住むことで、高齢者自身が安心して暮らせること、さらには子供たちが成長しても松田町に住み続けたい、あるいは進学、就職などで一旦町外に出たとしても、故郷・松田町に戻って子育てをしたいと思えるまちづくりに取り組んでいるところでもございます。

そこで、チルドレンファーストを念頭にした本町の具体的な施策について、令和7年度は、未来を担う子供たちや子育て世代への支援として、高校生までを対象とした「小児医療費助成」や「第2子保育料の無償化」、「英語検定料の無償化」などの従来の支援に加え、新たに「町立小・中学校の給食費無償

化」や全国的にも例が少ない「学童保育保護者負担金の無償化」などを合わせた「8つのゼロ」に取り組んでいるところでもございます。

さて、本町が若年世代に選ばれる・選んでもらえる町になるためには、国内外の方々に松田町の子ども・子育て施策を知ってもらい、定住や移住を施すためには、情報共有と発信が重要と考えております。

そこで、令和7年4月に、全国的にも少ない「こども・子育て応援宣言」を行い、町民をはじめ、町外の方々にも町の魅力や子育て世代の支援策をいち早く知ってもらえるよう取り組んでいるところでもございます。

また、発信するための計画につきましては、新たな町総合戦略において、シティプロモーションの推進を位置づけ、本町の魅力をPRするため、町公式サイトやLINEでの発信を中心に、多様なメディアを活用した情報発信を強化していくとともに、SNSや口コミなどによる町民の発信力を活用した取組を推進してまいります。

今後も、引き続き、庁内の情報推進委員会において新たな制度や仕組みなどの調査・検討を進めるとともに、全庁を挙げて、国、県、民間企業での様々な情報媒体、広報媒体やSNS等の意見交換、勉強会、研修会に町職員が参加し、職員一人一人が広報担当者の意識を持ってPR強化に取り組んでまいります。

次に、2つ目の御質問にお答えいたします。

まず、町内にある公園につきましては、松田町公園条例等に基づき設置された公園20施設のうち、観光施設としての色合いが強い西平畑公園や最明寺史跡公園を除き、大小18公園がございます。

これらをさらに分類いたしますと、公共の福祉の増進に寄与することを目的として設置された公園として、中丸公園や店屋場公園など9施設、児童福祉法に基づき、児童の安全な遊びを与えられて、その健康を増進する、または、情操を豊かにすることを目的として設置された児童遊園として、茶屋児童遊園地や神山児童遊園地など9施設となっております。

町といたしましては、これらの公園につきまして、町民の皆様方に気軽に御

利用いただき、あらゆる世代の方々にコミュニティの形成や健康づくりの増進にもつなげていただけるよう、安全面を最優先に施設や遊具の点検等を定期的に行いながら、都度、必要な対応を図ることで、多くの皆様に安心して御利用いただけるよう、環境整備に取り組んでいるところもございますが、まだまだ整備が進んでいないところもあることについても認識しております。

そのような中、公園を気持ちよく御利用いただくために利用者目線での点検を月に1回、職員が直接実施し、遊具や公園施設の安全性等を確認し、その点検結果を踏まえた上で、必要となる修繕等の整備を実施しており、また、公園によりその程度は異なりますが、草が茂っていた場合には草刈りを、また、樹木が大きくなりすぎてしまい、危険性が生じる場合には、樹木の剪定を定期的に行い、公園利用者の皆様方が安心して気持ちよく御利用いただける環境を提供できるよう取り組んでおります。

令和5年度には、沢尻自治会にある宮下児童公園について、公園全体を覆い隠すように成長していた樹木を剪定・伐採し、公園全体に光が差し込むようにすることで、周囲から見通しも改善され、気持ちよく安心して利用できる環境を整備いたしました。

さらには、令和6年度は、宮下公園内にはございますが、トイレに続く道のぬかるみの改善や一段高くなっていたトイレの入り口への段差の解消を図るため園路を整備したことで、子供たちだけでなく、ベビーカーを押しながら公園を利用される方々や杖をつきながらお散歩されている高齢者の方々にも利用しやすい環境改善に努めました。

また、店屋場公園につきましては、トイレの洋式化を行うことで、公園利用者の利便性を図りました。

今年度は、既存遊具の塗装を予定しておりますので、できれば地元の方々と一緒に塗装作業を行うことで、利用者自身に愛着がわき、よりきれいで、よりかわいい遊具として公園利用者の方々に与えるイメージを向上させ、より一層行きたい、遊びたい公園と感じてもらえるよう環境をつくり上げていきたいと考えております。

令和9年度から始まる第7次総合計画においても、子供や子育て世代に選んでいただける町にすべく、全世代が集う公園の整備は必要性が高い事業と心得ておりますので、今後行うタウンミーティングにおいても、地元の皆様方からのお声を伺い、しっかりと計画に位置づけ、対応してまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問にお答えいたします。

本町が掲げているチルドレンファーストの理念に基づき、若い世代が子供を安心して産み育てやすく、親子三代がみんな安心して暮らせ、行政、地域が一丸となって子育てしやすい環境づくりに取り組むことで、子育てしたいと思える温かいまちづくりの推進と子供たちがのびのびと健やかに育ち、子供たちが目指す明るい未来への応援を町全体で推進していくことを目的に、先ほど述べましたように、令和7年4月1日付で「松田町こども・子育て宣言」をいたしました。

この宣言により、多くの若い世帯の方々が、移住、定住してくだされば、親族や高齢者世帯の方々にも、災害などのもしものときに頼れる人が近くに一緒にいることが最大の安心感につながると考えております。

チルドレンファーストの目指す理念の先にあるものは、まさに高齢者が安心して暮らせる福祉の充実が最大の目的でございます。

令和7年において、「チルドレンファースト・ネクスト～子ども・子育てを大応援～」を掲げ、保護者の経済的・心身的な負担軽減や子供の健全な発達を支える施策を強化していくため、これまでの子ども・子育て応援に加え、先ほど述べた「8つのゼロ」に取り組んでおります。

これまでの子ども・子育て支援を継続しつつ、新たな支援を展開しております。

次代を担う子供たちが、ふるさとへの愛着を持ち、心豊かでたくましく健やかに育ち、これまで積み重ねた歴史と文化が未来永劫に続いていくことは、町の持続的発展に欠かせない、みんなの願いでございます。

このこども・子育て応援宣言をしたことにより、本宣言をきっかけに、町内

外で子育てに対する意識の醸成を図っていき、松田町第3期子ども・子育て支援事業計画に基づき、より一層の施策を推進していくとともに、本宣言により町の理念や取組について普及啓発をし、様々な関連事業を発信してまいります。

また、今年度より新たな支援として実施しております、朝の子供の居場所づくりの事業や保育所の給食費補助、オンライン医療相談の導入など、今後も特色のある必要な支援をしっかりと行い、町ぐるみで安心安全に子供を産み育てられる環境づくりを最優先し、さらなる子ども・子育て支援施策の充実を図ってまいります。

以上でございます。

1 番 北 村 御丁寧な答弁ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

1点目、理念や施策を理解していただき、定住や移住を促すための情報共有の具体策と計画について伺います。

ここ最近の松田町の人口は、転入転出を確認すると転入のほうが多く、社会増となっています。これはひとえに、皆様の日々の努力のたまものと感謝申し上げます。

しかし、出生と死亡での自然増減では減が多く、全体ではなだらかな減少となっています。

既存の現在の社会システムのほとんどが人口増加をベースにつくられたものであるため、人口減少となると様々な問題が生じます。

また、日本の人口が減っている中、松田町は総合計画で2040年1万人を目指していますが、なかなか苦難な道だと考えています。

しかし、その状況の中でも、私たちは松田町を前進させねばなりません。そのためには、町民が一丸となって、未来に向かって挑戦し続ける機運が必要かと考えます。

そこで、松田町では、チルドレンファーストを掲げています。このチルドレンファースト、言うならば、子育て支援から始めるまちづくりと私は理解して

います。子育て支援を厚くすることにより、若い世代が住んでもらえるようにし、その親世代の近くに住むことにより、子育てのフォローをしてもらうことができる。親世代にとっては、加齢のフォローを子たちにしてもらえるとという共通のメリットが見出せます。

この理念は、それだけにとどまらず、独り身世帯にも利点があります。

現在、自治会でも若い方がおらず、運営が厳しくなっているという声も聞き、いざというときの共助の仕組みが機能するかどうか不安もありますが、若い世代が増えることで、それも改善に向かうと考えられます。若い世代を増やすことにより、高齢者も安心安全なまちづくり、これがチルドレンファーストの理念だと理解しています。

しかし、残念ながら、住民にこの理念が浸透しているとは思えないように感じます。

私もことあるごとに町を歩きますが、高齢の住民から松田町は子供の施策が多いよねなどの意見をよく聞きます。広報まつだ5月号でも掲載されていましたが、松田町の予算を世代別に見ると、高齢者を対象とした事業への配分が最も多いことが分かります。

では、なぜ、このような認識のずれが生じるのか。それはチルドレンファーストの言葉だけが先行して子供だけと思わせ、その根本にある理念が浸透していないのではと考えますが、住民への浸透度はどの程度だとお考えでしょうか。お願いいたします。

参事兼政策推進課長      それでは、御質問にお答えをさせていただきます。

まず、議員が御説明のとおり、町民の皆様に理念の浸透がまだまだ行き届いていないということは、私も感じているところでございます。

本町では、高齢者にも手厚い取組としての予算措置として町広報誌などでも周知をはじめ、町の様々な施策における目的においても浸透ができてない状況にあるというふうに理解をしております。

さらに、この件につきましては、第6次総合計画のアクションプログラムにおいても重点テーマとしておりますので、このチルドレンファーストの理念で

すが、次期総合計画におきましても、町の中心に位置づけていく予定としております。

こうした中で、若い世代が安心して子育てできるというふうなことで取り組む中で、この認識をさらなる周知の仕方を今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

1 番 北 村 ありがとうございます。

チルドレンファーストを提唱して数年もたっています。それだけたってもチルドレンファーストの理念が浸透していないのは、いささか残念と感じています。

情報発信の強化、PRの強化と御答弁いただきましたが、新松田駅周辺整備も正念場。どうしても意見交換会は反対の声が大きく聞こえて、賛成の声が聞こえにくい会です。

しかし、新松田駅周辺整備事業は、町民アンケートでいただいた多くの声から始めた事業です。直近に都市計画決定を予定している今、町全体が一致団結して臨む必要があります。そのためには、何のためのチルドレンファーストなのかをしっかりと浸透させる必要があると考えます。

松田町で最も発信力のある媒体は広報まつだ。紙媒体ですが、スペースも限られているため、チルドレンファーストの理念を、例えばですけど、毎号表紙部分にその思いを簡単にでも伝えていくなどして、何度でも掲載して町民浸透率100%を目指していただければと思いますが、いかがでしょうか。

参事兼政策推進課長 議員の御説明のとおり、多くの方にこのチルドレンファーストの理念を啓発する、いわゆるツール等を活用していくことは、発信することが重要と考えております。

この理念につきましては、新しい総合計画策定において、本年6月から8月にかけて地域タウンミーティングをお示しします。

その資料を作成した中で、地域の方にも分かるような形でチルドレンファーストの理念を掲載していきたいというふうには考えております。

また、町の広報誌、SNSなどを通じて、この理念を分かりやすいスキーム、あるいはイメージを示した上での強化を図っていきたいというふうに思います。

また、今まで広報紙におきましてはSDGsという17の目標があります。そこを各事業において貼りつけてやっておりました。

最近、ちょっと見ないんですが、これを今度はチルドレンファーストという観点で、この事業について目的があります。これはチルドレンファーストはこういうところですよというような形も周知の仕方としてはあるのかなということで、そうした中で町民の皆さんとともに考えて、ともに働いて動いてもらえるような取組として掲載のほうを考えていきたいというふうに思います。

1 番 北 村 よろしくお願ひします。

アメリカの社会心理学者、ロバートザイアンスが、1168年に発表した単純接触効果という理論があります。言ってみるとこれは、人は繰り返し接すると好意度や親近感が高まるという現象を説明したものです。

松田町の広報を見ると、しっかりしたものはつくっているんですけど、告知が1回という傾向がちょっとあるように思えます。

浸透させるために必要なのはやっぱり回数だと思うんですよね。何回も目にもらうことが大切だということを念頭に置いて周知いただければと思います。

また、松田町の中心的なSNSツールである公式LINEにおいての4月からの発信の回数と内容をまとめました。

6月3日、昨日時点での発信数は合計21件。内容別に分けると、広報まっだの発行、熊目撃情報、納期限のお知らせ等の通知案件が14件、セミナーや人員の募集案件が6件、補助金活用の施策紹介案件が1件となっておって、LINEを告知ツールとしか使えていません。これは非常にもったいないなと思っています。

このような何度でも発信ができるツールが最も効果を発揮する利用方法は、啓発ツールとしての利用です。住民が一致団結するには、住民がともに考え、

ともに動いてもらうことが必要です。そのためには、その機会を提供し、主権者を育てるという目的を持っての発信が有効です。

その第一歩が、町の現状を情報提供し、気づいてもらうこと、すなわち啓発ではないかと考えます。

具体的な内容については、チルドレンファーストが何なのかとか、何のためなのかとかをはじめとして、事業にかける思いを発信してもよろしいのではないかと思います。

また、広報の中に掲載されている世代別の予算配分やのるーと情報など、既に作成した記事を発信用に流用するだけでも、十分に町のことを知ってもらうというところでは効果が発揮できるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

参事兼政策推進課長      ありがとうございます。そのとおりだというふうに私も御理解しております。

何回も何回も繰り返すということは、広報の周知のみならず、やっぱりいろんな角度で、いろんな指導も含めて、何回も何回かお互いに共有して情報発信するということが必要なので、これについては、引き続き広報誌などをはじめ、やっていきたいというふうに思います。

また、ホームページという話もございましたので、今のホームページのトップ画面に松田町子ども・子育て支援という画面があります。そこをクリックするとチルドレンファーストは何かとか、そういうところも見えるような形をちょっと考えていきたいなというふうに思います。

1 番 北 村      特になんですけど、今年度予算では厳しい財政の中で8つのゼロを予算化しました。この内容での発信がないのもやっぱり残念なんですよね。

定住の促進と移住の増加、やるべきことは同じで、住民サービスを充実することです。異なるのは、充実した住民サービスを町内へ周知することで定住促進、町外へのPRが移住増加につながります。いわば広報の対象が異なるだけです。

他の自治体と比べると松田町の住民サービスはすごく充実していると思いま

す。しかし、それを住民が知らないことは、非常にもったいないと考えます。

皆さんの知恵を振り絞って、やっとの思いで予算化した8つのゼロの効果を最大限にしていきたいと思います。また、知っていただくためには、どうしても現在のホームページでは分かりにくいかと思えます。御指摘で改善のというお話もありましたので、ただ、参考事例に、人口増加を続けている長野県箕輪村の移住定住促進サイトを見ると、妊娠、出産、乳幼児期が1つ、未就学園児期が1つ、義務教育期が1つ、高校、大学期に分けて4つ、分けて受けられる給付金や補助額が分かる構築になっています。

このように8つのゼロの効果を最大限に発揮するため、それも踏まえてホームページの改善を御検討のほどよろしくお願いたします。

御答弁いただいた職員一人一人が広報担当者の意識を持つてというのは、責任感のあるすばらしい答弁かと思えます。しかし、職員だけでは限界あります。町民一人一人が松田町のよさを語れるようになっていただければ、町民一人一人が広報担当者となることもできますし、それが2040年1万人の目標達成につながると考えます。

そうなるためには、現状の通知案件のほかに、何のための発信かの目的策定や戦略的な発信計画が必要となりますので、現在の体制の強化等を含め、前向きに御検討いただければと考えますが、いかがでしょうか。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。

まず、情報発信の強化として、町としても非常に大切なことと捉え、先ほどの職員一人一人が町の広報マンとして町内の横断的な組織として委員会を設置しております。令和元年12月に設置をしております。

若手職員を中心として組織するこの委員会におきましては、いわゆる情報発信の強化に向けた議論を深めるとともに、いろんな県主催の事業や2市8町の広域担当事業などに積極的に参加してやっている状況があります。それでも限界があるというのは私も認識するところがあります。

引き続き、町民の皆様にも発信している、いわゆる口コミとかも含めて、また、高校の立花さんとか各種大学とも連携をして、情報発信の仕組みとか、そ

ういうのを連携して発信していきたいと。また、民間事業者、包括連携等もありますので、そういうところをうまく巻き込みながら、町の発信に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

一人一人が広報マンという形になりますと、例えばですけども、寄のみやま人工芝ができました、それで終わりではなくて、例えばある人がそこに公園できました、公園を使ってください、そして、こういうふうになればもっといいですよということで14チームぐらいに来ていただいて、利用も1か月で10倍近くになったと。これも1つの口コミかなというふうに思います。

知らないところに発信できるのは、やっぱり町民ができたよというものもあるし、あるいは民間の方、町のほうでも、例えば私だったら、そういう高校に全部連絡をしてやって、今、結構結びついているというものもありますので、そういうやっぱり一人一人がそういう意識を持つということが大事なので、その意識をどういうふうにつなげていくかというところに取り組んでいきたいなと思います。

以上です。

1 番 北 村 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

続いて、2点目の誰もが利用したくなる公園の整備について伺います。

公園の整備は、大きく分けて、草刈り、清掃、樹木伐採、遊具等の施設メンテナンス、この4つがあると思いますが、今現在どのような計画で、予算はどの程度で行っておられるでしょうか。お願いいたします。

環境上下水道課長 御質問ありがとうございます。

まず、草刈りについてですが、草が最も繁茂しやすい5月から10月を中心に、各公園3回ほど実施できるよう、年額にしまして360万円ほどを計上しております。

また、清掃活動としましては、トイレ清掃を週1回から2回、年間にして40万円ほど、ごみ拾いを月2回から3回程度、これは年間にして30万円ほど、10月から12月には落ち葉清掃として週に2回から3回、年額にして30万円ほどかけて実施しております。

次に、樹木の伐採、剪定についてですが、病虫害の防除、低木の定期的な刈り込みのほか、地域からの要望などに応じまして高木剪定なども実施しております。こちらは、予算規模としては231万円ほどとなっております。

また、経年劣化等に伴う施設のメンテナンス費用としましては、50万円ほどの予算を計上し、必要に応じて執行しておるといった状況となっております。

以上です。

1 番 北 村 承知いたしました。

まず、草刈りからですけど、やっぱり住民からの声で草が伸びてしまっちょっと公園使いづらいんだよというような声をいただきます。

ここ最近、気温が高くなって草が伸びやすいんですね。そこで草刈りを増やしていただければ、理想として年5回ぐらい、具体的には、4月、6月、7月、9月、10月ぐらいかなと思っていますけれども、予算もあるため、全部を3回から5回はなかなか難しいと思うので、例えばですけど、利用者の多い公園だけでも増やしていただくようなことはできませんでしょうか。お願いします。

環境上下水道課長 いつもありがとうございます。

草の繁茂の状態につきましては、常に留意しているところではありますが、必ずしも皆様に満足していただけるような状態を維持できているとは言えないような状況であることも承知はしております。

議員から御提案いただきましたことも踏まえまして、限られた予算を最大限活用させていただく中で、御提案があった利用者が多い公園などについては、少しでも利用しやすい状況を維持できるよう、予算を有効活用した中で考えてまいりたいと考えております。

以上です。

1 番 北 村 承知いたしました。お願いいたします。

公園内の遊具等の施設付近の草刈りだけでも回数を増やすという方法もあると思いますので、いろいろとそういうところも含めて御検討のほどよろしく申し上げます。

また、トイレの清掃についても、多分今までずっとやられていると汚れやすいトイレは多分把握されていると思うんですよね。汚れやすいトイレだけ回数を増やすとか、また、汚れていたらLINEから連絡くださいという旨の張り紙を掲示して、今、道路でも使っていると思うんですけど、LINEの通報フォームを有効活用することによって、予算を大きく増やさずに効率的にトイレ清掃ができるのではないかと思いますので、併せて御検討のほどよろしく願いいたします。

次に、樹木伐採と施設メンテナンスですが、こちらについては予算の中で必要が生じた際に行うということですが、毎年少しずつ予算を取って必要が生じる前に整備するような計画は検討されていませんか。

例えばですけど、樹木伐採はやっぱり樹木が高くなってからだと高所作業車が必要になったりと高額な支出が必要なんですよね。多分そのために高木除去で231万円という話なのかなと思うんです。それを毎年少しずつ剪定することによって費用がそんなにかからなく、そして計画的に支出できますし、遊具やベンチなどのメンテナンスにも同じことが言えるかと思いますが、いかがでしょうか。

環境上下水道課長      ありがとうございます。

議員が御指摘のとおり、なるべくであれば早めに、かつ計画的に対応していくことで予算のより効率的な執行、また、施設のさらなる安全性の向上にも寄与するものと考えております。

それぞれの施設や設備の現状を確認する必要があるかと存じますが、例えばなんですけども、公園ごとへのこれまでの修繕記録等もございますので、この辺りを踏まえまして、ある程度、先を予見した中で、計画的に樹木や遊具等のメンテナンスを行っていくことは可能かと存じております。

引き続き、皆様に安心して気持ちよく御利用いただける公園環境の創出に尽力してまいりたいと考えております。

以上です。

1 番 北 村      よろしく願いいたします。

公園は子育て世代にとって単なる遊び場ではなく、子供の成長、親の安心、地域とのつながりを支える大切な場所で、ほとんど毎日行く場所からも最重要の公共施設と捉えています。

また、高齢者にとっても重要だと思うんです。

建築研究所が2017年に実施した全国の60歳以上を対象とした調査結果では、用がなくてもふらりと行きたくなる場所の中で、公園や緑地、河川敷等は全体の54.3%で最も多い場所です。

また、内閣府の公表する令和3年度高齢者の日常生活地域社会への参加に関する調査結果によると、高齢者の70.3%が自分や配偶者の健康面に不安を抱え、運動教室に通われている方が増加していますと。総合すると快適な公園なら散歩など運動に出かけたいと思っている方は相当数いらっしゃると思います。

松田町は、小さな公園が点在しています。それを活用して、利用者が多い公園までの距離を表示したり、公園と公園であと何百メートルだよと表示したり、快適なベンチを設置することでウォーキングの促進につなげることもできるかと思います。

現在の公園をさらに有効に活用するために、御検討のほどよろしく願いたします。

また、夏場なんですけど、ここ最近の猛暑で遊具やベンチの金属部分が熱くて触れないというのがあるんですよね。最近では、僕も調べましたけれども、塗装することで、熱くならない遮熱塗料やベンチはタープ等の簡易的な屋根、ここがどの程度使えるかというがありますけれども、そういうところもございます。

また、子育て世代からは、子供から目が離せないで公園のトイレは使えないんだよという声も届いているんですよね。トイレ改修の際は、昨日の南雲議員も赤ちゃんの駅とおっしゃっていましたが、トイレ改修の際は、親と一緒に入るトイレ、そういったところが南雲議員の赤ちゃんの駅という機能も生じるのかなと思いますので、視野に入れて御検討のほどいただければと思い

ます。

ぜひとも、誰もが利用したくなる公園の整備に向けて、よろしく願いいたします。

最後に、3点目の理念や施策を理解していただき、定住や移住を促すための情報共有の具体策と計画について伺います。

御答弁いただいたとおり松田町は、今年4月1日に松田町子ども・子育て応援宣言をいたしました。これは全ての子供と子育て家庭を社会全体で支え、安心して子育てできる町を目指しますという宣言と認識し、共感をしております。

さて、それでは、現在、この宣言を具体的にどのように生かしているのか。4月1日の前後で変更したことなど、担当課としての認識をお聞かせください。

子育て健康課長      それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

町では、これまでも数々の子ども・子育て応援施策を独自に実施してきておりまして、まず、その一部を申し上げますと、高校生までを対象とした小児医療費の助成制度、保育所等を利用する方の3歳未満の第2子の利用者負担額の無償化、それから松田すこやか祝金、それから子育て支援給付金など、様々な施策に取り組んできております。

また、先ほど町長の答弁にもありましたように、令和7年度においては、保護者の経済的、心身的な負担軽減を図ることを目的としていたしまして、新たに今年度学童保育の保護者の無償化など、新たな取組を展開して、また、これまでの子育て支援を継続しております。

この宣言をしたことによりまして、今まで本町で取り組んできた子育て施策を改めて町全体で認識するとともに、今年度からスタートしている新しい事業につきましても、応援宣言が生かされておりました、この意識を持って取り組んでいるところであります。

また、この町の姿勢を新しい取組をすることによって、少しずつではありますが、町民の方には伝わりつつあると感じております。

宣言をしても間もないというところもありますけれども、町全体で子ども子育てについて意識を高めていただくよう、また、さらに普及啓発をしていきまして、この町に必要な支援について、どういった支援が必要なのか、また、どのような支援を求めているのかといったところを分析していきまして、より子育て支援の実行について、新しいものを取り入れていきたいと考えております。

以上です。

1 番 北 村 職員の意識が変わったということで、とても心強く感じます。

ただ、宣言は法的拘束力がなくて、継続的な施策の裏づけとしては弱いんじゃないかなと感じています。

チルドレンファーストは子育て支援から始めるまちづくりで、継続すれば継続するほど複利効果が生じて、松田町全体に大きな影響を与える理念と認識しています。

つまり、継続的に行うことが必須という点では、宣言ではなくて条例化したらいかがかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

子育て健康課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

条例化をしてはいかがでしょうかとこの御提案でございます。

町では、子ども・子育て支援法に基づきまして、松田町子ども・子育て支援事業計画というのが策定されております。

この計画については、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画及び市町村における子供の貧困の解消に向けた対策についての計画を一体的に策定するとともに、令和5年4月に施行されましたこども基本法に基づく市町村こども計画と位置づけております。

また、本町の第6次総合計画の子ども子育てに関連する分野の個別計画としても位置づけ、関連する他の計画との整合性ですとか、連携を図り、子育てに関する施策を総合的に推進していくための計画といたしまして、この子ども・子育て支援事業計画が策定してございまして、町の子育て支援を展開していく上での根幹となるものとなっております。

条例化につきましては、子ども・子育て応援宣言の姿勢ですとか、松田町子ども・子育て支援事業計画、あと、こども基本法などとの整合性を図った上で、しっかりとその辺りを考慮していきながら、今後、検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

1 番 北 村 また、自治体では、宣言を条例化することで、施策が制度化され、人口増加や子育ての支援の充実につながっている事由もございます。

例えば、前述した長野県箕輪村は、2015年に箕輪村子育て応援条例を制定、条例の中で行政、地域、家庭のそれぞれが子育てに果たすべき役割を明記し、子供に関する施策を推進するに当たり、村民との協働を重視した結果、合計特殊出生率を全国平均を上回り、20から30代の若い世代の転入超過が続き、人口が右肩上がり増加しています。熊本県益城町や北海道当別町でも条例化し、一定の成果を挙げています。

成功の共通点としましては、行政、住民の地域全体で子供を大切にする意識を育てるという理念の共有、保育料、給食費、医療費などの具体的支援等の実行という制度の裏づけ、子供自身の意見を聞く仕組みを取り入れるという子供の声の反映、条例を軸に地域の学校、企業、団体が協力体制を築いている地域連携が伴っている点かと考えます。

ぜひ、先行自治体を参考に前向きに御検討いただきたいと思っております。

2040年、1万人の人口を目指している中、現在の約1万200人自体はかなり切迫していると考えますが、いつぐらいまでに検討を終了できるとお考えでしょうか。

子育て健康課長 ただいま議員の御説明でもありましたように、条例化した先行自治体の事例を参考にいたしまして、調査研究していきたいと思っております。

また、できるだけ早い時期に条例化に向けて検討を詰めてまいりたいと考えております。

以上です。

1 番 北 村 よろしく申し上げます。

できるだけ早い時期は、いつぐらいですか。お願いします。

子育て健康課長 検討会議等を開いていきますので、いつという詳しい時期等は申し上げられませんが、できるだけ早い時期に条例化に向けて進めてまいりたいと考えております。

町 長 課長では限界があるので、本来なら6月に出したかったんです。先ほどもお話をしたような格好で、いろんな調整が必要だからということで、6月に出せなかったというようなこともあります。

だから、町の姿勢としては、6月に議会に出して、早くこの宣言の裏づけと町民の方々に知ってもらい、また、この宣言をしたことについて、町外の方々にも情報発信をしっかりとやっていくというふうな、花火とまで言いませんけどね。

そのためにもやはり昨日の南雲さんの質問もそうですし、これからいろんなことをやっていく事業については、予算の裏づけであったりとかということが必要になってくる場合には、やっぱり議会の皆さん方に、その都度、諮るときに、これはこの条例に基づいた事業ですよということであれば、それに対する費用対効果だとかということについても最優先課題だろうというふうなこととかの位置づけにもしていただけるのではないだろうかというような思いは当然あるので、条例化に向けては、本当は次のところで言うと本当は9月の議会に出したいぐらいです。そのぐらいの気持ちでやるということを多分言っているんだろうと思います。ただ、数字が言えないことで、課長ね。もうきょろきょろしていますけど。

本当にこの子育て施策が、町にとってどれだけ大切かというのが、自分ごとになっていないからこういうような話になってくると思うので、それは我々の指導不足だと思いますから、しっかりとやっていながら、本当に喫緊の課題です、松田町にとっては。ハード整備だけじゃなくてソフト事業がしっかりとしていかなきゃいけないということの危機認識は持っている中で、今現在あって、そのうちのひとつとして新松田駅だとかというふうな、ああいったハード事業もありつつ、寄の活性化もあったりだとかというものもありますから、ここが

ど真ん中で、やっぱりしっかりとやっていかなきゃいけない事業だというふうに認識していますので、いろんな調整関係がありますけども、早い段階という話ですけど、9月に条例が出せるぐらいの勢いで頑張ってまいりたいと思います。

以上です。

1 番 北 村 前向きな御回答ありがとうございます。

私どもも、しっかり審議してまいりたいと思いますので、推進していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

チルドレンファーストは、松田町の未来を切り開くために必要不可欠な理念です。子供や子育て家庭を支援することで、若い世代が松田町に安心して暮らし、働き、子供を育てられる環境を整えます。

結果として、移住定住の促進につながり、町の人口減少に歯止めをかける力にもなります。

これは松田町という大きな木を育てるために、まず、若い根っこに水と栄養をしっかりと届けるようなものです。根が健康であれば、幹が太くなり、枝葉が広がり、やがて高齢者という大きな葉や実も安心してその木にとどまり、全体が豊かに育ちます。根、子育て世代に注目することは木全体、町全体を元気にするための第一歩だと思います。

子供のためではなく、町全体のためのチルドレンファースト、これは地域を支える仕組みであり、松田町の持続可能なまちづくりにおいて中心に据えるべき考え方で、これからも強く推進していきたいと思っております。

最後に、全体を通して、町長、今後の思い等々について、何かございましたらよろしく願いいたします。

町 長 やっぱり忘れちゃいけないのは、松田町は消滅可能性自治体だと言われたことをもう忘れちゃっているんだと思うんです、この松田町。

2040年に1万人を目指すということで、順調に来ていたところ、コロナで一気に想定よりも200人ぐらい人口が今低迷しているような状況で、本当にその数字まで入れると、今現在も消滅可能性自治体と言われてもおかしくないよう

な町なんです。要は、基準日が変わっているのです。

その危機感を本当に皆さんが持っているのかという話になってくるんですけども、それも先ほど来、北村議員がおっしゃるように、我々はその意識を持っていても町民の方々がそれを知らない、知るきっかけがないということについては、もうずっと前から言われてるように、やっぱり我々も強化していかなきゃいけない。そこにはやっぱり人なんですよね。

職員にも限界がある。やっぱり得意不得意があるみたいなので、その辺のことも考えつつ、でも意識を変えていくところから始めていかないと、なんだかんだ言っても。

ただ、心強いのが、役場の職員もいざというときに、今115名近くいるので、115名が動けばすごい力になるわけなんですよ。なので、そこに期待しているけど、それに乗る職員と乗らない職員がいたりとかするので、つついちょっと強めの発信をしたりとかすることもありますけど、でもそれは何のためにかというと町民のためなんですよね。町民の方々のためになるために我々は税金を投下しながら我々も給料をいただいているということはやっぱり認識しながらやっていく必要があると思います。

子供を増やす、人口を増やす、何のためかということ、松田町の歴史と文化をなくさないという、私の前任の町長さんが本当に心の中に秘めていて町政運営されたというのは本当に立派なことだと思うんです。だからその歴史と文化を守るのは、これからの時代、やっぱり若い人たちになりますから、今住んでいる子たちもそうですけども、外から移ってきてくれた人たちも松田町の住民である以上、松田町の歴史と文化を学んでいただいて継続的にしっかりやることによって持続可能な自治体が運営できる、経営できるというふうに考えていますので、まずは御高齢の方々にちょっとその意味合いが伝わりにくかった分については改善しつつ、皆さん一丸となって、今後進めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

1 番 北 村 力強い思い、ありがとうございました。

議

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

長 以上で、受付番号第9号、北村和土君の一般質問を終わりにします。

以上で、本日予定しました日程の全てが終了しました。本日の会議はこれにて散会いたします。

なお、13時より議会全員協議会を開催いたしますので、大会議室に御参集お願いいたします。その後は委員会活動になっております。各委員長の指示に従ってください。最終日5日は午前9時から本会議を開催いたしますので、御参集ください。定例会中の委員会等については、必要に応じ、町長以下、職員の出席を求めることがありますので、御対応お願いいたします。本日はお疲れさまでした。

(11時34分)